

平成28年9月5日

「第1回旧吉野川浄化センター栄養塩管理運転検討会」議事概要

平成28年9月5日、標記の検討会が、議事次第(別紙1)のとおり実施された。
その議事概要は以下のとおり。

<議事概要>

1 会長選出

「旧吉野川浄化センター栄養塩管理運転検討会設置要綱(別紙2)」の規定に基づき、構成員による互選の結果、徳島大学上月教授を会長に選任した。

2 状況報告

議事に先立ち、事務局(県水・環境課)及び関係者より、下記の報告を実施した。

- ① 徳島県下のアマノリ養殖について(県水産振興課より)
- ② 「瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画(案)」の概要(県環境管理課より)
- ③ 他自治体での栄養塩管理運転実施状況(県水・環境課より)
- ④ 旧吉野川浄化センターでの汚水処理の概要
(公益財団法人徳島県建設技術センター(指定管理者)より)

3 検討事項及び検討結果

- ① 旧吉野川浄化センターにおける実証実験実施計画について
事務局案(実証実験実施計画(案)(別紙3))を提示し、その実施について検討した。
検討の結果、案のとおり実施することが承認された。

<別紙1>

第1回旧吉野川浄化センター栄養塩管理運転検討会

日 時：平成28年9月5日（月）13時30分から

場 所：旧吉野川浄化センター会議室

次 第

1 開 会

2 会長選出

3 議 事

（1）状況報告

- ① 徳島県下のアマノリ養殖について
- ② 「瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画（案）」の概要
- ③ 他自治体での栄養塩管理運転実施状況

（2）旧吉野川浄化センターでの汚水処理の概要

（3）実証実験運転実施計画（案）

4 閉 会

<別紙 2 >

旧吉野川浄化センター栄養塩管理運転検討会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、旧吉野川浄化センター栄養塩管理運転検討会（以下「検討会」という）と称する。

(目的)

第2条 検討会は、旧吉野川浄化センターで実証実験として実施する栄養塩管理運転について運転内容の検討や効果の検証を行い、周辺環境への影響も含めて、導入の有効性や可能性を検討することを目的とする。

(組織)

第3条 検討会は別表に掲げる者で構成し、会長を置く。

2 会長は、構成員の互選により決定するものとする。

3 会長は、必要に応じて検討会を招集し、主宰する。

4 構成員は、代理の者を出席させることができる。

5 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する構成員がその職務を代理する。

(意見の聴取)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は、県土整備部水・環境課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会に必要な事項は会長が定める。

附則

1 この要綱は、平成28年8月29日から施行する。

2 この要綱は、第2条に定める目的終了後、その効力を失う。

別表

庁内関係課	県民環境部環境管理課長
	農林水産部水産振興課長
研究機関	徳島県立農林水産総合技術支援センター水産研究課長
	徳島大学大学院理工学研究部教授 上月康則
地元自治体	松茂町産業環境課長
指定管理者	公益財団法人徳島県建設技術センター事業部長
技術支援	地方共同法人日本下水道事業団近畿・中国総合事務所 運営管理支援課 松井 稔

<別紙 3 >

旧吉野川浄化センター栄養塩管理運転 実証実験実施計画（案）

I 目的

瀬戸内海では、ノリ・ワカメの「色落ち」が生産量低下の要因となっており、本県においても、近年、養殖ノリの「色落ち」が頻発している。

この「色落ち」については、海水の栄養塩濃度の低下が、その原因の 1 つとして考えられており、それを解消するための手段として、海域への栄養塩の供給を増やすため、下水処理場からの放流水中の栄養塩濃度を高める実験を行う。

II 方針

旧吉野川浄化センターにおける処理水の窒素の濃度を、水質汚濁防止法等の排出基準の範囲内で、かつ処理に支障のない範囲において、出来るだけ高く保った運転管理を実施する。

III 概要

① 目標水質

実証実験中の水質管理目標値については、
全窒素について日平均 15mg/l と定める。

② 実証実験期間

平成 28 年 10 月～平成 29 年 4 月を実証実験運転期間とする。

③ 運転方法

(1) 移行期（平成 28 年 10 月）

運転を切り替える作業を行い、栄養塩類の放流濃度を徐々に増加させていく。

反応槽の状態や放流水質の状況を観ながら、曝気量の調整、余剰汚泥引き抜き量あるいは返送汚泥量の調整などを行い、徐々に放流水中の栄養塩類を増加させていく。

(2) 栄養塩類増加運転期（平成 28 年 11 月～平成 29 年 3 月）

栄養塩類の放流濃度を目標とする濃度まで高め、安定的に運転を行う。水質が悪化するなどの異常が予見される場合や発生した場合には、運転の調整や運転方法を切り替えて通常運転に戻す。

(3) 回復期（平成29年4月）

通常運転に戻すために、運転方法を切り替える作業を行い、栄養塩類の放流濃度を徐々に低減させていく。

④ 実証実験中のモニタリング

実験期間中、以下の項目についてモニタリングする。

(1) 周辺海域の水質のモニタリング

現在、県の各課で毎年定例的に実施している下記の調査を活用する。

- ・ 県の沿岸海域（藻類養殖漁場）の水質測定・・・・・・・・・・ 県水産研究課
（ノリ養殖期間中毎週1回、D I N等を測定。測点は放流先周辺で6点）
- ・ 旧吉野川浄化センター周辺海域水質調査業務・・・・・・・・・・ 県水・環境課
（年4回うち実証実験中は2回、T-N等を測定。測点は放流先周辺で7点）
- ・ 公共用水域の水質の状況についての測定・・・・・・・・・・ 県環境管理課
（海域の環境基準点において月1回T-Nを測定等。測点は放流先沖合に1点）

(2) ノリの生育状況のモニタリング

漁業者からの聞き取り等により生育状況等をモニタリング・・・・・・・・ 県水産振興課

⑤ 実証実験結果の検証・評価

実験終了後、これらのモニタリング結果を整理し、平成29年度の検討会で、今回の実証実験の効果を検証・評価するとともに、今後の栄養塩管理運転についても検討する。